

幼稚園教諭免許状又は保育士資格をお持ちの方へ 幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度が始まります (特例制度の概要)

平成27年度から施行予定の新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のため、令和6年(2024)度末まで、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件の特例が設けられます。

◆特例制度を利用できる方

①②のいずれにも該当する方です。

① 幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかをお持ちの方

② 以下の施設で幼稚園教諭又は保育士として、

「3年かつ4320時間以上の勤務経験※」がある方

(※例えば、1日6時間・週5日勤務以上の場合は、「3年」で満たすことができます。)

- 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- 幼稚園（特別支援学校の幼稚部含む）、保育所
- 「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設（一部対象外）、へき地保育所
- 幼稚園が設置する認可外保育施設、公立の保育施設



◆大学等における単位修得や手続き

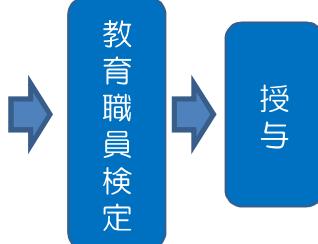
<保育士が「幼稚園教諭免許状」を取得する場合>

大学で以下の単位（合計8単位※）を修得し、各都道府県教育委員会における教育職員検定を経て、幼稚園教諭免許状（学士の学位を有する場合は一種、短期大学士・専門学校卒等の場合は二種）が授与されます。（通常、1種の場合は59単位、2種の場合は39単位の修得が必要）



【大学等で単位の修得：8単位】

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容 | 【2単位】 |
| ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 【2単位】 |
| ・教育課程の意義及び編成の方法 | 【1単位】 |
| ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 | 【2単位】 |
| ・幼児理解の理論及び方法 | 【1単位】 |



<幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合>

大学等（指定保育士養成施設）で以下の単位（合計8単位）を修得し、保育士試験（試験は全科目免除）を経て、保育士資格が取得できます。
(通常、幼稚園教諭免許状を有する者は、34単位の修得が必要。)

-
- #### 【大学等で単位の修得：8単位】
- | | |
|----------|-------|
| ・福祉と養護 | 【2単位】 |
| ・相談支援 | 【2単位】 |
| ・保健と食と栄養 | 【2単位】 |
| ・乳児保育 | 【2単位】 |



※ 詳細な手続きは、今後、都道府県教育委員会や都道府県保育主幹部局等において整備等を予定。

※ 今後、大学等において、順次開講準備が始まる予定。

※ 大学等では、通学や通信課程によって開講されます。通信課程であっても、面接授業（スクーリング）や試験のため、大学等に通う期間があります。

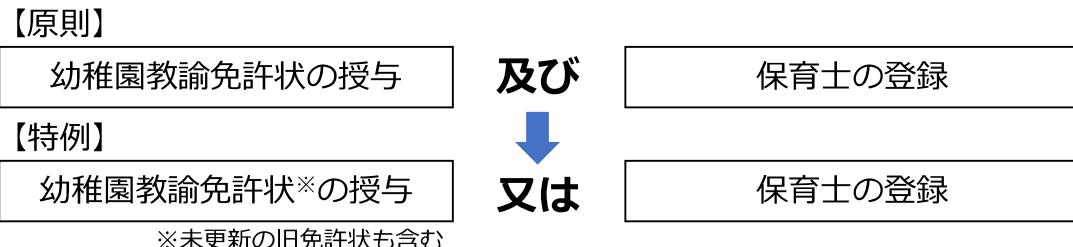
幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について緩和する特例の延長（概要） 【認定こども園法一部改正法（第2条）、教育職員免許法（第4条）】

現行制度

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への幼稚園や保育所からの円滑な移行を促進するとともに、潜在的な保育人材の掘り起しを進めるため、認定こども園法一部改正法の施行（平成27年4月1日）から5年間に限り、以下の特例を設けている。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例（認定こども園法一部改正法附則第5条）

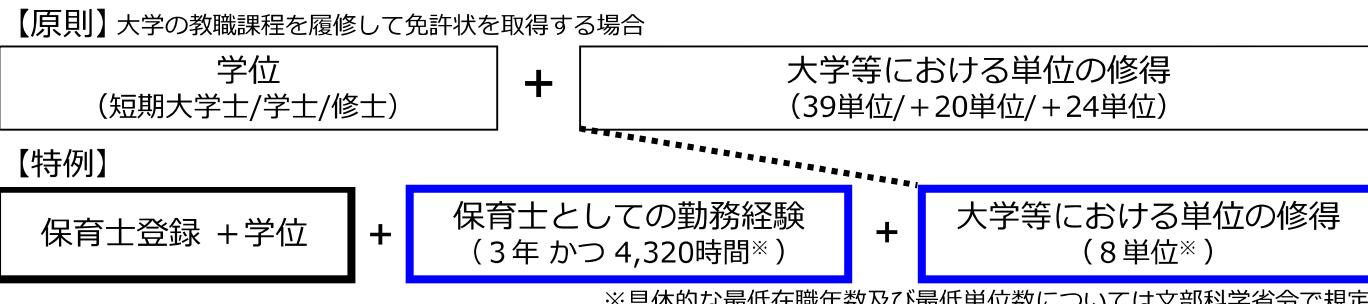
幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件
(幼稚園教諭免許状の授与及び保育士の登録の双方が原則として必要)を緩和



幼稚園教諭免許状の取得の特例（教育職員免許法附則第18項（現行の第19項））

保育士の登録を受けた者について、幼稚園教諭免許状の授与の要件
(学士等の基礎資格及び大学等における単位の修得が原則として必要)を緩和※

※厚生労働省告示において幼稚園教諭による保育士資格の取得の特例を措置



課題

待機児童解消のために保育所等の定員増及び保育人材の確保が求められている中で、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方しか保有していない保育教諭等が増えている。

改正内容

今年度末までとされている特例の期限について、令和6年度末まで5年間延長する。

※施行期日：令和2年4月1日

幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業

1. 概要

幼保連携型認定こども園では幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有した保育教諭の配置が求められているが、一方の免許状・資格のみ保有している者への免許状・資格取得に係る経過措置も設けている。

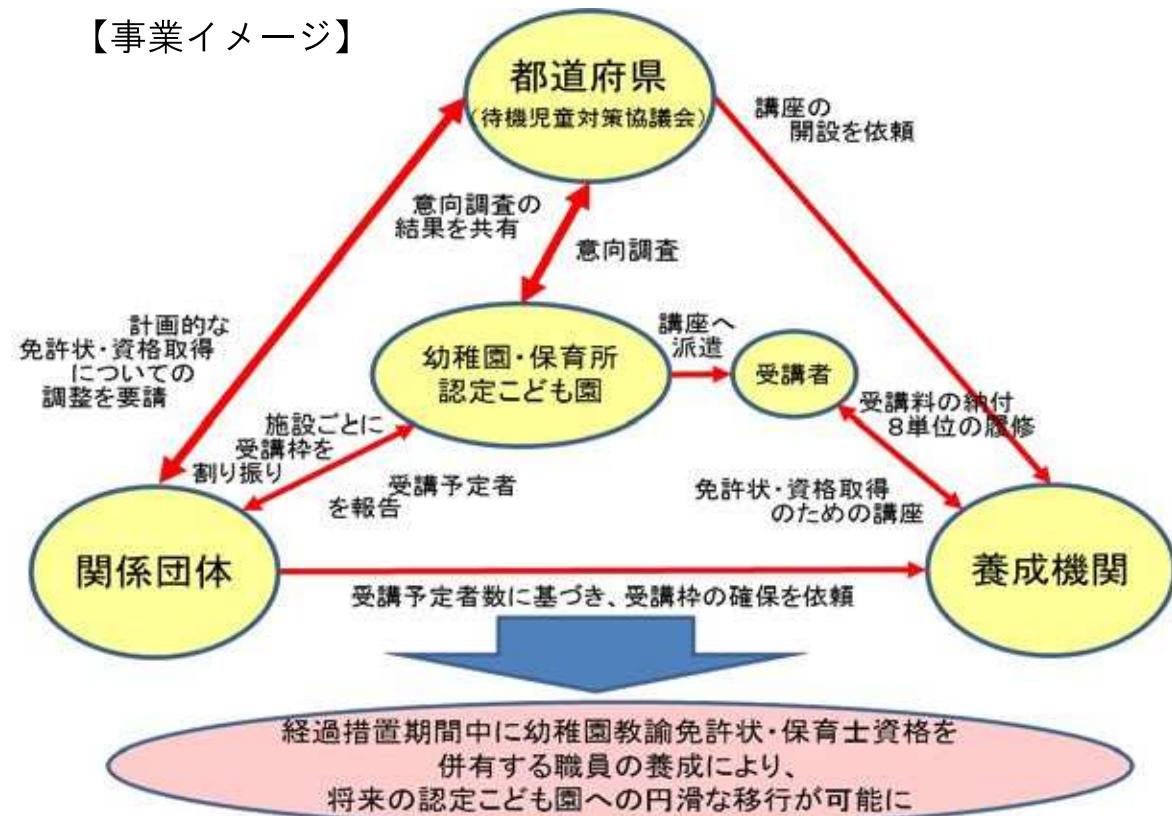
この経過措置期間中に計画的かつ円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るために、都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う。

2. 実施主体・補助率・補助額

- 実 施 主 体：都道府県
- 補 助 率：1／2
- 補助基準額：1,000千円

令和元年度予算額 24百万円 → 令和2年度要求額 24百万円

【事業イメージ】



3. 補助要件

幼稚園免許状・保育士資格取得推進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

認定こども園等への財政支援（令和2年度予算案）

厚生労働省事業

保育園等整備交付金 697億円/149億円【補正】
(747億円/394億円【補正】)

認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育園緊急整備事業

- 保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金 394億円(394億円)

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。 等

職員の資質向上・人材確保等研修事業 29億円(31億円)

保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。 等

文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金 30億円/150億円【補正】
(34億円/108億円【補正】)

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
(新增改築、大規模改修等)
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
 - ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築）
 - ・ 私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。

教育支援体制整備事業費交付金 10億円(11億円)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
※都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

認定こども園等の円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

※（）内は令和元年度予算額